



県章

# 滋賀県公報

令和6年(2024年)  
4月26日  
第507号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 公 告

淀川水系信楽・大津圏域河川整備計画変更公告(流域政策局).....	1
淀川水系甲賀・湖南圏域河川整備計画変更公告(流域政策局).....	1
淀川水系東近江圏域河川整備計画変更公告(流域政策局).....	1
随意契約の相手方決定の公告(びわこボートレース局).....	2

### ○ 県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告(南部).....	2
-----------------------------	---

### ○ 人 事 委 員 会 公 告

令和6年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)公告.....	2
令和6年度就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験公告.....	6

### ○ 企 業 庁 公 告

随意契約の相手方決定の公告.....	9
--------------------	---

### ○ 雑 報

環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告.....	11
-------------------------	----

## 公 告

### 淀川水系信楽・大津圏域河川整備計画変更公告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定により淀川水系信楽・大津圏域河川整備計画を変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により、滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室、土木交通部流域政策局、総務部総務事務・厚生課甲賀総務経理係(甲賀合同庁舎)行政情報コーナー、大津土木事務所および甲賀土木事務所において公表する。

令和6年4月26日

滋賀県知事 三日月 大造

### 淀川水系甲賀・湖南圏域河川整備計画変更公告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定により淀川水系甲賀・湖南圏域河川整備計画を変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により、滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室、土木交通部流域政策局、総務部総務事務・厚生課南部総務経理係(南部合同庁舎)行政情報コーナーおよび甲賀総務経理係(甲賀合同庁舎)行政情報コーナー、大津土木事務所、南部土木事務所ならびに甲賀土木事務所において公表する。

令和6年4月26日

滋賀県知事 三日月 大造

### 淀川水系東近江圏域河川整備計画変更公告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定により淀川水系東近江圏域河川整備計画を変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により、滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室、土木交通部流域政策局、総務部総務事務・厚生課東近江総務経理係(東近江合同庁舎)行政情報コーナーおよび東近江土木事務所において公表する。

令和6年4月26日

滋賀県知事 三日月 大造

**随意契約の相手方決定の公告**

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年4月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和6年度中央情報処理システム利用契約 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部びわこポートレース局 大津市茶が崎1番1号 電話077-522-1122
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年4月1日(月)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 一般財団法人BOATRACE振興会会長 小高幹雄 東京都港区六本木五丁目16番7号
- 5 随意契約に係る契約金額 自場開催における電話投票の売上金額100円に対し2.55円(別途、消費税および地方消費税相当額を加算する。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

**県税事務所公告****軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告**

次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者証票を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和6年4月26日

滋賀県南部県税事務所長 里井伸次

特別徴収義務者証票番号	特別徴収義務者住所	特別徴収義務者氏名	亡失年月日
第101001号	大阪府大阪市西区土佐堀一丁目2番10号	山文商事株式会社(セルフ湖南夏見SS)	令和6.3.25
第101006号	大阪府大阪市西区土佐堀一丁目2番10号	山文商事株式会社(セルフ彦根SS)	令和6.3.25

**人事委員会公告****令和6年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)公告**

令和6年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、一般事務または技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局に問い合わせてください。

令和6年4月26日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

**1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容**

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
行政(専門試験型)	60人程度	知事部局の本庁各課または県税事務所などの地方機関、各行政委員会事務局等	一般行政事務
行政(アピール試験型)	20人程度		
警察事務	4人程度	警察本部各課または警察署等	一般事務(深夜、交替制等の変則的勤務を伴う場合があります。)
環境行政	1人程度	知事部局の本庁各課または環境事務所などの地方機関等	環境等に関する行政事務

社会福祉	10人程度	知事部局の本庁各課または健康福祉事務所、子ども家庭相談センター、近江学園、淡海学園などの地方機関等	児童福祉・障害福祉等に関する行政事務・相談支援、児童福祉施設等における生活支援・自立支援等の福祉関係業務
化学	4人程度	知事部局の本庁各課または環境事務所、琵琶湖環境科学研究センターなどの地方機関等	環境・衛生等に関する行政事務および関連する試験・検査等の業務
農業	10人程度	知事部局の本庁各課または農業農村振興事務所、農業技術振興センターなどの地方機関等	農業に関する知識・技術の普及指導、行政事務および関連する試験研究等の業務
林業	8人程度	知事部局の本庁各課または森林整備事務所などの地方機関等	治山・林道等の事業に関する企画・設計・施工管理、林業に関する知識・技術の普及指導等の業務および関連する行政事務
水産	1人程度	知事部局の本庁各課または水産試験場などの地方機関等	水産業に関する知識・技術の普及指導、行政事務および関連する試験研究等の業務
建築	3人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所などの地方機関等	建築の設計・監督・検査、建築確認等の業務および関連する行政事務
電気(電気工学)	1人程度	知事部局の本庁各課または下水道事務所などの地方機関等	電気設備等に関する設計・施工管理・保守管理等の業務および関連する行政事務
機械	4人程度	知事部局の本庁各課または下水道事務所などの地方機関等	機械設備等に関する設計・施工管理・保守管理等の業務および関連する行政事務
総合土木	7人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

採用後の配置転換等による勤務先および職務内容の変更の範囲は上記と同様ですが、行政委員会や他団体へ出向・派遣となる場合は出向・派遣先の定める場所および業務です。

2 受験資格

- (1) 1に掲げる試験区分のうち行政(アピール試験型)、社会福祉および総合土木を除く試験区分 次のいずれかに該当する者
  - ア 平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
  - イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
    - (ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者または令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
    - (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (2) 「行政(アピール試験型)」 次のいずれかに該当する者
  - ア 平成10年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
  - イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
    - (ア) 大学を卒業した者または令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
    - (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (3) 「社会福祉」 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格もしくは社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)による社会福祉士の資格を有する者または令和7年3月31日までに有する見込みである者で、次のいずれかに該当するもの
  - ア 平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
  - イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
    - (ア) 大学を卒業した者または令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
    - (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (4) 「総合土木」 次のいずれかに該当する者

- ア 平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
  - イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
    - (7) 大学もしくは学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した者または令和7年3月31日までにいずれかを卒業する見込みの者
    - (イ) 滋賀県人事委員会が(7)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (5) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
  - エ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区分に限る。)

### 3 第1次試験

#### (1) 試験日

- ア 「行政(アピール試験型)」 令和6年6月2日(日)(筆記試験)および6月下旬から7月上旬まで(口述試験)
- イ 「行政(アピール試験型)」以外 令和6年6月16日(日)(筆記試験)および6月下旬から7月上旬まで(口述試験)

#### (2) 場所

##### ア 筆記試験

- (7) 「行政(アピール試験型)」 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)
- (イ) 「行政(アピール試験型)」以外 立命館大学びわこ・くさつキャンパス(草津市野路東一丁目1番1号)

##### イ 口述試験 滋賀県庁(予定)

#### (3) 方法

- ア 「行政(アピール試験型)」以外 大学卒業程度の筆記試験(教養試験および専門試験)および口述試験を、次の方法により行います(300点満点)。
  - (7) 教養試験(配点100点) 各試験区分を通じて、択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学、現代の社会に関する知識(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験を行います。  
出題分野および出題数は、文章理解⑧、判断推理⑩、数的推理⑥、資料解釈①、人権①、県関連①の以上27問を必須解答とし、社会科学⑧、人文科学⑥、自然科学⑥の以上20問中13問を選択解答とします(丸数字の出題数は、変更する場合があります。)
  - (イ) 専門試験(配点100点) 各試験区分を通じて、択一式により、それぞれの試験区分(職種)に必要な専門的知識および能力について筆記試験を行います。  
40問出題、全問必須解答とします。ただし、行政(専門試験型)・警察事務の試験区分については、50問出題中、40問を選択解答とし、総合土木の試験区分については、45問出題中、20問を必須解答、残り25問の中から20問を選択解答とします。  
試験区分別の出題分野および出題数は、別表のとおりです。
  - (ウ) 口述試験(配点100点) 筆記試験の合計得点が一定の点数に達している者に対して、人物について、個別面接による試験を行います。なお、この口述試験の対象者の発表予定日は令和6年6月21日(金)で、滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)において受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)
- イ 「行政(アピール試験型)」 能力検査、アピールシートおよび口述試験による試験を、次の方法により行います(300点満点)。
  - (7) 能力検査(配点100点) 択一式により、多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について筆記試験を行います。
  - (イ) アピールシート(配点100点) ここ数年の経験の中で最も力を入れて取り組んだことについて、「取組を始めたきっかけ(課題や現状認識など)」、「取り組んだ内容」、「自分で独自に考えて工夫したこと」、「発揮した能力またはその経験を通して身についた能力」、「取組から学んだこと」を明確にして具体的に1,000字程度で記入していただきます。試験時間中に資料等の閲覧はできません。なお、アピールシートは第1次試験口述試験の参考資料としても使用します。

(ウ) 口述試験(配点100点) 能力検査およびアピールシートの合計得点が一定の点数に達している者に対して、人物について、個別面接による試験を行います。また、同試験の冒頭3分間でアピールシートの内容についての自己アピールを行っていただきます。資料等の持ち込みはできません。なお、この口述試験の対象者の発表予定日は令和6年6月21日(金)で、滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)

(4) 第1次試験合格者の発表 令和6年7月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)

#### 4 第2次試験

(1) 日時および場所 令和6年7月下旬に大津市内で行います。詳しい日時、場所等は、第1次試験合格者の発表の際に、滋賀県職員採用ポータルサイトでお知らせします(受験者への通知は行いません。)

(2) 方法 第1次試験の合格者に対して、論文試験、口述試験および適性検査を、次の方法により行います(400点満点)。

ア 論文試験(配点100点) 識見、思考力、表現力等について試験を行います。

イ 口述試験(配点300点) 人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。

ウ 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(700点満点)。

5 最終合格者の発表 令和6年8月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

#### 6 採用および給与

(1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、各任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用日は、令和7年4月1日を基本としつつ、合格者に令和6年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

(2) 給料は、月額217,579円(地域手当を含みます。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、行政職給料表の適用を受ける場合で、令和6年4月1日現在のものです。

(3) 2(1)イ(7)、2(2)イ(7)、2(3)イ(7)または2(4)イ(7)を要件として受験した者が、所定の時期までにそれぞれに定める学校を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。

(4) 社会福祉主事の任用資格または社会福祉士の資格の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに当該任用資格または資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。

(5) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がないときには、採用されません。

#### 7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

イ 受験申込みは、一つの試験区分に限ります。受験申込受理後は、試験区分の変更はできません。

(2) 受付期間 令和6年5月2日(木)午前9時から令和6年5月27日(月)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、使用されるパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、滋賀県人事委員会事務局までお越しくください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位 ならびに教養試験および専門試験 の各正答数	第1次試験合格者発表 表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務 局(大津市京町四 丁目1番1号 県庁 東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験 の合計得点とを合算して得た総 合得点および総合得点による順位	第2次試験合格者発表 表の日から1か月間	

## 別表

試験区分	出題分野
行政(専門試験型)・警察事務	政治学②、行政学②、憲法④、行政法⑤、民法④、刑法②、労働法②、経済学⑥、経営学③、財政学③、社会政策③、国際関係③、統計学②、心理学概論③、社会学概論③、教育学③
環境行政	環境法③、環境政策・計画③、環境経済学③、憲法④、行政法④、経済学④、環境化学③、環境工学③、生態学③、物理化学⑤、生物化学⑤
社会福祉	社会福祉概論②、社会学概論⑥、心理学概論⑧、社会調査④
化学	数学・物理・情報⑦、物理化学⑨、分析化学③、無機化学・無機工業化学⑥、有機化学・有機工業化学⑨、化学工学⑥
農業	栽培学汎論⑤、作物学④、園芸学④、育種遺伝学④、植物病理学④、昆虫学④、土壤肥料学④、植物生理学④、畜産一般②、農業経済一般②、食品科学③
林業	森林政策・森林経営学⑬、造林学⑫、林業工学④、林産一般⑤、砂防工学⑥
水産	水産事業・水産経済・水産法規⑧、水産環境科学⑤、水産生物学⑤、水産資源学④、漁業学④、増養殖学④、水産化学⑤、水産利用学⑤
建築	数学・物理・情報⑩、構造力学⑤、材料学②、環境原論④、建築史②、建築構造④、建築計画⑤、都市計画③、建築設備②、建築施工③
電気(電気工学)	数学・物理⑧、電磁気学・電気回路⑩、電気計測・制御④、電気機器・電力工学⑥、電子工学⑥、情報・通信工学⑥
機械	数学・物理・情報⑩、材料力学④、流体力学④、熱工学④、電気工学②、機械力学・制御④、機械設計⑥、機械材料③、機械工作③
総合土木	数学・物理・情報⑩、応用力学③、水理学④、測量②、材料・施工②、土質工学④、都市計画②、土木計画⑥、土壌物理①、農業水利・土地改良・農村環境整備⑧、農業土木構造物②、農学一般①

備考 出題分野の丸数字は出題予定数であり、変更する場合があります。

※ 試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。

## 令和6年度就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験公告

令和6年度就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、一般事務または技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局に問い合わせてください。

令和6年4月26日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

## 1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
一般事務	12人程度	知事部局の本庁各課、各行政委員会事務局または地方機関もしくは県立学校等	一般行政事務
総合土木	1人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務

## および関連する行政事務

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

採用後の配置転換等による勤務先および職務内容の変更の範囲は上記と同様ですが、行政委員会や他団体へ  
出向・派遣となる場合は出向・派遣先の定める場所および業務です。

## 2 受験資格

(1) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## 3 第1次試験

(1) 一般事務の区分

ア 試験日 令和6年8月18日(日)(能力検査)および9月8日(日)(口述試験)

イ 場所 能力検査および口述試験 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)

ウ 方法 能力検査、口述試験および適性検査を次の方法により行います(200点満点)。

(ア) 能力検査(配点100点) 択一式により、多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について筆記試験を行います。

(イ) 口述試験(配点100点) 能力検査で一定の点数に達している者に対して、人物について、集団討論による試験を行います。なお、この口述試験の対象者の発表予定日は令和6年8月23日(金)で、滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)において受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)

(ウ) 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います。検査は、能力検査で一定の点数に達している者に対して、令和6年8月23日(金)から9月3日(火)までの期間にインターネットを利用したWeb方式により実施します。詳細は第1次口述試験の対象者の発表の際に、滋賀県職員採用ポータルサイトでお知らせします(受験者への通知は行いません。)

エ 第1次試験合格者の発表 令和6年9月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)

(2) 総合土木の区分

ア 試験日 令和6年9月29日(日)

イ 場所 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)

ウ 方法 能力検査、専門試験および適性検査を次の方法により行います(200点満点)。

(ア) 能力検査(配点100点) 択一式により、多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について筆記試験を行います。

(イ) 専門試験(配点100点) 択一式により、専門的知識および能力について、高等学校卒業程度で筆記試験を行います。45問出題中、20問を必須解答、残り25問の中から20問を選択解答とします。出題分野および出題数は、別表のとおりです。

(ウ) 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)

エ 第1次試験合格者の発表 令和6年10月上旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)

## 4 第2次試験

(1) 一般事務の区分

ア 日時および場所

(ア) 作文試験 第1次試験日(令和6年8月18日(日))と同日に同会場で実施します。

(イ) 口述試験 令和6年9月下旬に大津市内で行います。詳しい日時、場所等は、第1次試験合格者の発表の際に、滋賀県職員採用ポータルサイトでお知らせします(受験者への通知は行いません。)

イ 方法 作文試験および口述試験を次の方法により行います(300点満点)。

(ア) 作文試験(配点100点) 文章による表現力等について試験を行います。第1次試験日(令和6年8月18日(日))に実施し、第1次試験合格者のみ採点を行います。

(イ) 口述試験(配点200点) 第1次試験合格者に対し、人物について、個別面接による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(500点満点)。

(2) 総合土木の区分

ア 日時および場所

(ア) 作文試験 第1次試験日(令和6年9月29日(日))と同日に同会場で実施します。

(イ) 口述試験 令和6年10月中旬に大津市内で行います。詳しい日時、場所等は、第1次試験合格者の発表の際に、滋賀県職員採用ポータルサイトでお知らせします(受験者への通知は行いません。)

イ 方法 作文試験および口述試験を次の方法により行います(400点満点)。

(ア) 作文試験(配点100点) 文章による表現力等について試験を行います。第1次試験日(令和6年9月29日(日))に実施し、第1次試験合格者のみ採点を行います。

(イ) 口述試験(配点300点) 第1次試験合格者に対し、人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(600点満点)。

5 最終合格者の発表 令和6年11月上旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

(1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、各任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用日は、令和7年4月1日を基本としつつ、合格者に令和6年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

(2) 給料は、滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)等により経歴その他を勘案の上、決定しますが、職務経験のない方が39歳で採用された場合、大学卒で月額260,794円、高校卒で月額245,314円(いずれも地域手当を含みます。)です。そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、これらの額は、令和6年4月1日現在のものです。

(3) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

(2) 受付期間 令和6年6月28日(金)午前9時から令和6年7月26日(金)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、滋賀県人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者(一般事務)	第1次試験の合計得点および順位	第1次試験合格者発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階)
	第1次試験受験者(総合土木)	第1次試験の合計得点および順位 ならびに専門試験の正答数		
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総	第2次試験合格者発表の日から1か月間	



	合得点および総合得点による順位	
--	-----------------	--

別表

試験区分	出題分野
総合土木	数学・物理・情報⑩、土木基盤力学⑤(水理学③、土質力学②)、構造力学③、測量②、構造設計②、社会基盤工学⑤、土木施工⑤、農業土木設計③、水循環⑥、農業土木施工③、農業に関する基礎①

備考 出題分野の丸数字は出題予定数であり、変更する場合があります。

※ 試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。

企業庁公告

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年4月26日

滋賀県企業庁長 藤原久美子

1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量

(1) 調達物品名および数量

ア 吉川浄水場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線・予備線) 2,800キロワット

(イ) 総予定使用電力量 27,827,000キロワット時

イ 馬淵浄水場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線・予備線) 1,500キロワット

(イ) 総予定使用電力量 15,935,000キロワット時

ウ 水口浄水場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 680キロワット

(イ) 総予定使用電力量 7,268,000キロワット時

エ 朝国共同施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 760キロワット

(イ) 総予定使用電力量 7,483,000キロワット時

オ 南津田導水ポンプ場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 306キロワット

(イ) 総予定使用電力量 3,479,000キロワット時

カ 菩提寺加圧ポンプ場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 276キロワット

(イ) 総予定使用電力量 1,685,000キロワット時

キ 日野第一加圧ポンプ場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 132キロワット

(イ) 総予定使用電力量 1,140,000キロワット時

ク 日野第二加圧ポンプ場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 49キロワット

(イ) 総予定使用電力量 472,000キロワット時

ケ 彦根浄水場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 310キロワット

(イ) 総予定使用電力量 3,012,000キロワット時

コ 高宮加圧ポンプ場で使用する電気

(ア) 予定契約電力(常用線) 54キロワット

(イ) 総予定使用電力量 305,000キロワット時

サ 湖南朝国ポンプ場で使用する電気

- (7) 予定契約電力(常用線) 174キロワット
- (イ) 総予定使用電力量 1,269,000キロワット時
- シ 湖南菩提寺ポンプ場で使用する電気
  - (7) 予定契約電力(常用線) 69キロワット
  - (イ) 総予定使用電力量 827,000キロワット時
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県企業庁経営課 〒520-2401 野洲市吉川3382
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年3月4日(月)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- 5 随意契約にかかる契約金額
  - ア 吉川浄水場で使用する電気
    - (7) 基本料金 契約電力1キロワットにつき 常用線 1,886円50銭  
予備線 77円0銭
    - (イ) 電力量料金 契約電力1キロワットにつき 15円66銭または14円79銭
  - イ 馬淵浄水場で使用する電気
    - (7) 基本料金 契約電力1キロワットにつき 常用線 1,886円50銭  
予備線 77円0銭
    - (イ) 電力量料金 契約電力1キロワットにつき 15円66銭または14円79銭
  - ウ 水口浄水場で使用する電気
    - (7) 基本料金 契約電力1キロワットにつき 2,043円80銭
    - (イ) 電力量料金 契約電力1キロワットにつき 16円68銭または15円73銭
  - エ 朝国共同施設で使用する電気
    - (7) 基本料金 契約電力1キロワットにつき 2,043円80銭
    - (イ) 電力量料金 契約電力1キロワットにつき 16円68銭または15円73銭
  - オ 南津田導水ポンプ場で使用する電気
    - (7) 基本料金 契約電力1キロワットにつき 2,043円80銭
    - (イ) 電力量料金 契約電力1キロワットにつき 16円68銭または15円73銭
  - カ 菩提寺加圧ポンプ場で使用する電気
    - (7) 基本料金 契約電力1キロワットにつき 2,043円80銭
    - (イ) 電力量料金 契約電力1キロワットにつき 16円68銭または15円73銭
  - キ 日野第一加圧ポンプ場で使用する電気
    - (7) 基本料金 契約電力1キロワットにつき 2,043円80銭
    - (イ) 電力量料金 契約電力1キロワットにつき 16円68銭または15円73銭
  - ク 日野第二加圧ポンプ場で使用する電気
    - (7) 基本料金 契約電力1キロワットにつき 2,043円80銭
    - (イ) 電力量料金 契約電力1キロワットにつき 16円68銭または15円73銭
  - ケ 彦根浄水場で使用する電気
    - (7) 基本料金 契約電力1キロワットにつき 2,043円80銭
    - (イ) 電力量料金 契約電力1キロワットにつき 16円68銭または15円73銭
  - コ 高宮加圧ポンプ場で使用する電気
    - (7) 基本料金 契約電力1キロワットにつき 2,043円80銭
    - (イ) 電力量料金 契約電力1キロワットにつき 16円68銭または15円73銭
  - サ 湖南朝国ポンプ場で使用する電気
    - (7) 基本料金 契約電力1キロワットにつき 2,043円80銭
    - (イ) 電力量料金 契約電力1キロワットにつき 16円68銭または15円73銭
  - シ 湖南菩提寺ポンプ場で使用する電気
    - (7) 基本料金 契約電力1キロワットにつき 2,043円80銭
    - (イ) 電力量料金 契約電力1キロワットにつき 16円65銭または15円14銭
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年12月15日(金)
- 8 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項および地方公

営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の13第1項第8号の規定による。

雑 報

**環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告**

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第32条の2第1項の規定に基づき、南草津プリムタウン土地地区画整理事業に係る事後調査報告書を作成し、滋賀県知事、大津市長および草津市長に送付しましたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該事後調査報告書を縦覧に供します。

令和6年4月26日

- 1 公告する事業者 南草津プリムタウン土地地区画整理組合 代表清算人 山本清治
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 南草津プリムタウン土地地区画整理組合 代表清算人 山本清治 草津市南笠町1270番地
- 3 対象事業の名称等
  - (1) 名称 南草津プリムタウン土地地区画整理事業
  - (2) 種類 土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地地区画整理事業
  - (3) 規模 事業区域 約32.2ヘクタール
- 4 対象事業を実施した区域 草津市野路町および南笠町の一部
- 5 事後調査の実施期間 平成30年6月22日から令和5年11月15日まで
- 6 環境影響評価事後調査報告書の縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)  
滋賀県南部環境事務所(草津市草津三丁目14番75号)  
大津市環境部環境政策課(大津市御陵町3番1号)  
大津市市民部瀬田北支所(大津市大將軍一丁目14番30号)  
大津市市民部瀬田東支所(大津市一里山三丁目16番1号)  
草津市環境経済部環境政策課(草津市草津三丁目13番30号)  
草津市まちづくり協働部老上まちづくりセンター(草津市野路町520番地)  
草津市まちづくり協働部玉川まちづくりセンター(草津市野路九丁目7番42号)  
草津市南笠公民館(草津市南笠町1217番地)
- 7 環境影響評価事後調査報告書の縦覧の期間および時間 令和6年4月26日から令和6年5月27日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 この公告で示した事項に係る問合せ先  
南草津プリムタウン土地地区画整理組合 電話 077-569-5134 担当 田邊  
株式会社サンワコン 環境技術部 電話 0776-32-6171 担当 森田、向當

